令和７年度　高校三年生進路支援助成

新宿区子ども未来基金を活用し、生活困窮世帯の高校生が将来の進路や職業選択を見据えたチャレンジができるように、検定試験や資格試験、専門学校受験料の助成金を交付します。

１　助成内容

（１）対象者

新宿区に住民登録がある高校３年生（※）のうち、次の①～④のいずれかに該当する方

①生活保護受給世帯に属する方
②児童扶養手当受給世帯に属する方
③生活困窮者自立支援法第3条第2項第3号に規定する計画を策定された方
④要保護児童対策地域協議会（児童福祉法第25条の2第1項）において支援の内容に関する協議を行う要保護児童（同法第6条の3第8項）及び要支援児童（同法第6条の3第5項）であって、区長が支援を必要とすると認めた方

※４年制の学校等については最終学年が対象となります。また、高校３年生相当を含みます。

（２）対象経費

令和７年４月１日から令和８年３月３１日の期間に試験日がある、下表に掲げる資格及び技能を取得するための受験料　　※国・都・その他地方公共団体から公的な補助を受ける場合は対象外

	要件	資格等
①検定試験	就職・進学に有利な資格	英語検定２級以上、TOEIC、TOEFL、漢字検定２級以上、簿記検定３級以上など
②資格試験	就職に役立つ資格	危険物取扱者、電気工事士など
③専門学校受験	就職に役立つ技能の習得	理容、美容、保育、教育、調理・製菓、コンピューター・ゲーム、放送、アニメ、声優など

（３）助成額

上限５０，０００円（年額）

２　申請方法

（１）申請期限

令和８年３月３１日（火）まで（必着）

（２）申請書類

①高校三年生進路支援助成金交付申請書
②受験票の写しもしくは受験したことがわかる書類の写し
③受験料の払い込みに係る領収書の写し

（３）申請から助成金交付までの流れ

①申請	受験後、申請者（助成対象者の保護者の方）は申請書類を区に提出します。電子申請は右の二次元コードから可能です。（https://logoform.jp/f/vQivp）
②決定	区は、申請書類に基づき審査の上、助成の可否を決定し、申請者に通知します。
③請求	交付決定の場合、申請者は請求書を区に送付します。（請求書については、交付決定通知を送付する際に、別途ご案内します。）
④交付	区は、請求書に基づき、申請者指定の口座に助成金を振り込みます。

電子申請

３　相談・申請書提出先

新宿区子ども家庭部子ども家庭課企画係（新宿区役所本庁舎２階）
〒１６０－８４８４　新宿区歌舞伎町１－４－１
電話：０３－５２７３－４２６１　メール：ko-kikaku@city.shinjuku.lg.jp
https://www.city.shinjuku.lg.jp/kodomo/kodomok02_000001_00025.html

HPはこちら